

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環

- ・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程

平成26年5月1日 日環協 第111号  
公益財団法人日本環境協会

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付要綱（平成26年4月1日環政計発第1404011号。以下「交付要綱」という。）及びグリーンプラン・パートナーシップ事業実施要領（平成26年4月1日環政計発第1404012号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が、交付要綱第2条の規定する補助事業に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 協会は、第2条の目的を達成するための省エネルギー・再生可能エネルギー等設備を導入する事業（以下、「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請させるものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

3 補助事業の実施に関して必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 実行計画計上事業に係る設備等の導入（実施要領第2（1）第1号事業）
  - ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

(ア) 補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合

3分の2

(イ) 補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合

2分の1

## 二 実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（実施要領第2（1）第2号事業）

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1に掲げる補助対象経費と基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合

1分の1（ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）

(イ) 補助事業者が(ア)以外の者の場合

2分の1（ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）

## 三 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入（実施要領第2（1）第3号事業）

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

## 四 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入（実施要領第2（1）第4号事業）

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

(ア) 補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合

3分の2

(イ) 補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合  
2分の1

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前条の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請書に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 協会は、第4条第2項のただし書により交付の申請がなされたものについては、第4条第2項に規定する補助事業における仕入に係る消費税等相当額（以下「仕入に係る消費税等相当額」という。）について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 協会は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で協会に申し出な

なければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この規程の各条項を内容とする契約を締結し、協会に届け出なければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を協会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書を受理した場合については、第6条各項の規定を準用する。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第2第2欄に掲げる補助対象経費の費目相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

2 協会は、前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月28日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について、協会の要求があったときは、遅滞なく様式第7による報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。

(実績報告書)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第11条の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する協会の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項のただし書により交付の申請を行った場合には、前項の報告書を提出するに当たって、仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 協会は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を協会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 協会は、第15条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業

者に対して命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第19条 協会は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令若しくはこの規程に違反し、又はこれらに基づく協会の指示等を受け、この指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 協会は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に環境省補助事業である旨明示しなければならない。

3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。）することによって収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による承認申請書を協会に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸

し付け又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる処分であって、あらかじめ様式第13により協会に報告し、受理されたものについては、協会の承認があったものとして取り扱うものとする。

一 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

イ 補助目的のために事業を実施した年数（以下「経過年数」という。）が10年以上である取得財産等について行う処分

ロ 経過年数が10年未満である取得財産等について行う処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

二 災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の取壊し又は廃棄

4 協会は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 前項の納付については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助事業の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業の経費について収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その収支の内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業を完了した日（第11条の規定に基づき補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

3 協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第14により速やかに協会に報告しなければならない。

2 協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

（収益納付）

第24条 協会は、補助事業者が補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(事業報告書の提出)

- 第 25 条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間において、年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の 3 月末までの期間）の事業化の状況、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果等について、様式第 15 による報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

- 第 26 条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

- 第 27 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。



別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
実行計画計上事業に係る設備等の導入	実行計画計上事業に必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。</p> <p>(ア) 補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ) 補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合 2分の1</p>
実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定	実行計画計上事業の事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

		使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で協会が承認した経費(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。)		ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。 (ア)補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合 1分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。) (イ)補助事業者が(ア)以外の者の場合 2分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。)
自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入	実行計画に位置づけられた(又は将来的に位置づけられる予定の取組)、若しくは地域協議会等からの申請により協会が設置する委員会が承認した地域計画に位置づけられた取組に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

<p>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりに必要な設備等の導入</p>	<p>実行計画に位置づけられた（又は将来的に位置づけられる予定の取組）、若しくは生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている取組（又は将来的に位置づけられる予定の取組）に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入</p>	<p>事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p>	<p>協会が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。  イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。  ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。</p> <p>(ア) 補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合  3分の2</p> <p>(イ) 補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合  2分の1</p>
--	--	---	-------------------	--

別表第2 補助対象経費の内容

第4条第1、3、4号に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 監理に要する費用
設備・車両費	設備・車両費		事業を行うために直接必要な設備器具及び車両等（これらに附帯する設備を含む）の購入、購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 直接工事費	<p>工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、下記に掲げる算定による。</p> <p>(1)算定の方法</p> <p>イ 材料価格及び機器類単価（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定</p> <p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要なとなる全ての費用を「一式」として算定</p> <p>(2)単価及び価格</p> <p>算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」に準じる。</p> <p>(3)数量</p> <p>算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」に準じる。</p>
		(共通費) 共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用であつて、準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力用水光熱費、屋外整理清掃費、機械器具費その他に要する費用。
		現場管理費	工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な経費で、労務管理費等に要する費用。

		一般管理費等	工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、法定福利費等に要する費用。								
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定する。								
	機械器具費	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費。								
	測量及試験費		事業を行うために必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用。補助事業者が、直接行う場合においては、これに要する材料費、労務費等の費用をいい、請負又は委託により行う場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。								
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する費用で、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対して、下表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="753 1357 1327 1644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	率	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	1 億円を超える金額に対して	4.5%
区分	率										
5,000 万円以下の金額に対して	6.5%										
5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%										
1 億円を超える金額に対して	4.5%										

第4条第2号に掲げる事業

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	共済費	社会保険料の事業主負担保険料
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金
	旅費	事業を行うために必要な交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注をする場合に要する経費
	使用料及賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費

別表第3

第4条第1、3、4号に掲げる事業

区分	費目	細目	細分	内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料
		賃金		事務手続きのために必要な労務者に対する給与
		旅費		事務手続きのために必要な交通移動に係る経費
		需用費	印刷製本費	事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費
		役務費	通信運搬費	事務手続きのために必要な郵便料等通信費
		委託料		事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		使用料及賃借料		事務手続きのために必要な会議等に係る会場使用料(借料)
		消耗品費 備品購入費		事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費

別表第4（第3条関係）

1. 地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業

(1) 実行計画計上事業に係る設備等の導入（第4条第1号事業）

① 対象事業の要件

- ア 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）に位置づけられた事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備等及びその附帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が計測できるものであること。

② 補助対象設備等の条件等について

ア 補助対象となる設備の例

- ①ボイラ、②コージェネレーション、③廃熱及び未利用熱利用、④太陽光発電、⑤小型水力発電、⑥小型風力発電、⑦高効率空調、⑧高効率照明、⑨電気自動車、⑩制御付BEMS その他協会が適当と認める設備等。

イ アに掲げる設備例のうち、以下の（1）列に掲げる設備等については、（2）列の要件を満たすこととする。

	(1) 設備	(2) 補助対象設備要件
①	ボイラ	<p><u>高効率蒸気ボイラ</u> 蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの</p> <p><u>高効率温水ボイラ</u> ・供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のもの。</p>
②	コージェネレーション	熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。）又はタービン（予混合



		<p>希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。)</p> <p>イ 出力が 10 キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が 65 パーセント以上のもの</p> <p>ロ 出力が 10 キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が 80 パーセント以上のもの</p>
③	<p>廃熱及び未 利用熱利用</p>	<p>下記 ア、イ、ウの要件を満たすこと。</p> <p>ア 公募開始時点で「廃棄しているエネルギー」、「未利用熱エネルギー」を有効利用する設備を対象とする。</p> <p>上記対象設備のうち、廃熱回収機構または未利用熱利用機構と熱源機構が一体不可分なものにおいては、定格運転時における当該設備から出力される熱エネルギーの過半が廃熱または未利用熱起源であること、或いは、従前の設備に対するエネルギー効率改善への寄与度の過半が廃熱または未利用熱起源であることを証明する書面を申請書に添付すること。</p> <p>※ここで「廃棄されるエネルギー」とは、工場・事業場等で現に稼働している設備・機器からもたらされ、現状は大気に放出されるなど廃棄されている熱エネルギーとする(蒸気減圧過程における未利用エネルギーを有効利用する場合もこれに該当する)。また「未利用熱エネルギー」とは<u>太陽熱</u>、<u>温度差エネルギー</u>、<u>バイオマス熱</u>、<u>雪氷熱及び地中熱</u>とする。</p> <p>申請者は廃熱及び未利用熱利用設備の設置に伴い、現在稼働している設備・機器のシステムのエネルギー使用量の削減等による省エネルギー量を報告する等により、現在は「廃棄しているエネルギー」、または「未利用熱エネルギー」であることを証明すること。</p> <p>イ 利用する「廃棄している熱エネルギー」の温度帯は、300℃以下を対象とする。「未利用熱エネルギー」については、温度は指定しない。</p> <p>ウ 省エネルギー量を計算するために廃熱、未利用熱利用設備に入力する廃熱、未利用熱のエネルギー量を計測、または合理的な方法で計算できること。</p> <p>※廃熱回収機構と熱源機器が一体不可分な次世代熱利用設備においては、廃熱回収機構の入口温度を計測・報告すること。</p>
④	<p>太陽光発電 (パネル状)</p>	<p>・太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセルの実効変換効率が以下の基準変換効率以上のもの。</p>

		<p>シリコン単結晶系太陽電池 16.0パーセント</p> <p>シリコン多結晶系太陽電池 15.0パーセント</p> <p>シリコン薄膜系太陽電池 8.5パーセント</p>
⑦	高効率空調	<p><u>高効率吸収式冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のもの。</li> </ul> <p><u>高効率吸収式冷温水機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。</li> </ul> <p><u>廃熱投入型吸収式冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のもの。</li> </ul> <p><u>廃熱投入型吸収式冷温水機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。</li> </ul> <p><u>高効率ターボ冷凍機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のもの。</li> </ul> <p><u>高効率ヒートポンプ熱源機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のもの。</li> <li>冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のもの。</li> </ul> <p><u>高効率ガスエンジンヒートポンプ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が冷房能力等によって定められる基準エネルギー消費効率1.15～1.86以上のもの。</li> </ul> <p><u>高効率業務用エアコンディショナー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務用エア</li> </ul>

		<p>コンディショナーであって、同告示3（3）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないもの。</p> <p><u>蓄熱式空気調和装置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が2.2以上のもの。</li> </ul> <p><u>氷蓄熱式空気調和機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機、及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のもの。</li> </ul>
⑧	高効率照明	<p><u>LED照明器具</u></p> <p>下記ア、イの要件を満たすこと。</p> <p>ア 固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすもの。 昼光色、昼白色の場合、70lm/W以上。白色、温白色、電球色の場合、60lm/W以上。</p> <p>イ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p>
⑩	制御付 BEMS	<p>下記ア、イの要件を満たすこと。</p> <p>ア 事前に省エネポテンシャル診断、省エネ診断等を実施し、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入した場合の省エネルギー量を根拠にもとづいて推計していること。</p> <p>イ 以下に指定する機能を有し、それを明確に示すことができるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>導入拠点の電力消費量について、全体の計測をすること。</li> <li>導入後、更に詳細な電力消費量の計測ニーズが生じた際に、導入済のBEMSによって推定する点数以上の電力計測データの総合管理を可能とする拡張機能（計測側での機能増設を含む）を有すること。</li> <li>単位時間30分以内で電力消費量を計測すること。</li> <li>測定した電力量について、その結果をそれぞれの系統ごとに単位時間30分以下の粒度で電子データとして記録すること。</li> <li>導入拠点において、電力量等の計測データを表示できること。</li> <li>電力計等から出力するパルス等をリアルタイムに計測してデマンド値を算出し、設定された閾値を超える蓋然性が高い場合には、目標電力以下に電力消費を抑制・制御する機能を有すること。</li> <li>蓄積された計測データについて、単位時間60分以下の粒度でサンプリングデータを作成できること。</li> <li>抽出したサンプリングデータについて、過去のサンプリングデータと比較した省エネ状況を確認し、課題の抽出ができること。</li> </ol>

ウ アに掲げる設備例のうち、以下の（１）に掲げる設備等に係る（２）の区分についての補助対象経費は、（３）に掲げるとおりとする。

	(1) 設備	(2) 区分	(3) 補助対象経費
①	ボイラ	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な設備器具の購入又は据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
②	コージェネレーション	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	<p>コージェネレーション設備 (受変電設備、ガスタービン発電機、廃熱ボイラ、熱交換器等)。</p> <p>&lt;敷地内ガス配管敷設費の補助対象範囲&gt;</p> <p>a. ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。</p> <p>b. 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。</p>
		工事費	<p>a. 対象設備の運搬、据付、各種設備工事、調整等。</p> <p>b. 蒸気、冷温水、ブライン等の配管設備、高圧配線、低圧配線、信号線等の配線工事については、原則として対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。(配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。) ただし、工事に対する経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助対象外設備との共用部分がある場合には、原則配管の断面積比による按分相当額を対象とする。</p> <p>c. 電力、水道、ガスの工事負担金、LNGサテライト等の燃料貯蔵設備および井戸掘削工事等の間接工事は補助対象外とする。</p>
③	廃熱及び未利用熱	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等 (事業実施に必要な制御盤、配管類及びこれらに附帯する設備。廃熱の変動を吸収するために設置される蓄熱槽も補助対象とする。ただし、バックアップ設備は除く。) の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。

④	太陽光 発電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（太陽電池モジュール・ 架台・パワーコンディショナ・その他付属必要機器）、建築 材料等の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（ 電気工事・附帯工事・試運転調整等）。
⑤	小型水力発 電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（水車発電機・水車・ 発電機・変電設備・制御監視記録装置・取水と放水並びに 水圧管路など必要な設備）の購入または据付等に要する 経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（ 電気工事・附帯工事・試運転調整等）。
⑥	小型風力発 電	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置（小型風力発電機・風車 本体と支柱・付帯電気設備・監視記録装置ほか必要な設備） の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費（ 電気工事・附帯工事・試運転調整等）。
⑦	高効率 空調	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。
		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、据付等に要する 経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
⑧	高効率 照明	設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等。

		設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、据付等に要する経費。
		工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
⑨	電気自動車	設備・車両費	補助事業の実施に必要な車両の導入に要する費用。なお、ハイブリッド自動車及び充電設備については補助対象外とする。
⑩	制御付BEMS	設備費	システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・計測装置等の購入又は据付け等に要する費用。
		工事費	システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用。

③ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 法律により直接設立された法人
- キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）

④ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

⑤ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減効果を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（第4条第2号事業）

① 対象事業の要件

ア 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）に位置づけられた事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定を行うものであること。

② 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）とする。

③ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。

ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

イ 民間企業

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

カ 法律により直接設立された法人

キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）

④ 事業の進捗状況の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の進捗状況を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。



## 2. 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業

### (1) 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第3号事業）

#### ① 対象事業の要件

ア 実行計画における位置づけがなされている若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている低炭素づくり事業又は地域協議会等からの申請により実施要領第2（6）①の規定により協会が設置する委員会（以下単に「委員会」という。）が承認した地域計画に関連する低炭素地域づくり事業であって自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。以下同じ。）区域内における事業であること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。

ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備・車両及びその附帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が計測できるものであること。

#### ② 補助対象設備等の条件等について

補助対象となる再エネ・省エネ設備等及びその要件、補助対象経費は、第4条第1号事業に準ずるものとする。

#### ③ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ 法律により直接設立された法人

カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）

#### ④ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

#### ⑤ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減効果を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第4号事業）

① 対象事業の要件

ア 実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とする事業であること。

イ 固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。

ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備・車両及びその附帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が計測できるものであること。

② 補助対象設備等の条件等について

補助対象となる再エネ・省エネ設備等及びその要件、補助対象経費は、第4条第1号事業に準ずるものとする。

③ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。

ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

イ 民間企業

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

カ 法律により直接設立された法人

キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者（法人である者に限る。）

④ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

⑤ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減効果を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

## 交付規程様式等

- 様式第1 (第5条関係) 交付申請書
- 様式第1 (別紙1-1-1) 実施計画書
- 様式第1 (別紙1-1-2) 設備一覧等
- 様式第1 (別紙1-1-3) 工程一覧等
- 様式第1 (別紙1-2) 実施計画書
- 様式第1 (別紙2-2) 経費内訳
- 様式第1 (別紙2-1) 経費内訳
- 様式第1 (別紙3) 地方公共団体/公園管理者推薦書
- 様式第1 (別紙4) プロジェクト概要書
- 様式第2 (第6条関係) 交付決定通知書
- 様式第3 (第9条関係) 変更交付申請書
- 様式第4 (第10条関係) 計画変更承認申請書
- 様式第5 (第11条関係) 中止(廃止)承認申請書
- 様式第6 (第12条関係) 遅延報告書
- 様式第7 (第13条関係) 遂行状況報告書
- 様式第8 (第15条関係) 実績報告書
- 様式第8 (別紙1-1) 実施報告書
- 様式第8 (別紙1-2) 実施報告書
- 様式第8 (別紙2-1) 経費所要額精算調書
- 様式第8 (別紙2-2) 経費所要額精算調書
- 様式第9 (第16条関係) 交付額確定通知書
- 様式第10 (第17条関係) 概算(精算)払請求書
- 様式第11 (第20条関係) 取得財産等管理台帳
- 様式第12 (第21条関係) 財産処分承認申請書
- 様式第13 (第21条関係) 財産処分報告書
- 様式第14 (第23条関係) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 様式第15 (第25条関係) 事業報告書
- 様式第15 (別紙1) 事業報告書
- 様式第15 (別紙2) 状況報告書

様式第1 (第5条関係)

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 交付申請書

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 交付規程第4条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙1-1-1～別紙1-2 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費  
別紙2-1～別紙2-2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日  
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

- 注1 補助事業の名称は、（1）実行計画計上事業に係る設備等の導入（第4条第1号事業）、（2）実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（第4条第2号事業）、（3）自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第3号事業）、（4）里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第4号事業）の事業名を記載すること。
- 2 実施計画書及び経費内訳の別紙については、上記別表記載の事業ごとに、別紙1-1-1～別紙1-2及び別紙2-1～別紙2-2の中から該当する様式を選び使用すること。
- 3 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款又は寄附行為を添付すること。また、実施計画書又は経費内訳の別紙において、事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書等を添付すること。  
また、民間団体等については、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
- 4 規程第3条第2項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 5 代表事業者が地方公共団体以外の者である場合には、地方公共団体が別紙3により推薦書を作成し、代表事業者が地方公共団体である場合には、当該地方公共団体が別紙4により概要書を作成し、本申請書に添付すること。

様式第 1 (別紙 1 - 1 - 1)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業実施計画書 (第 1, 3, 4 号事業用)

注 1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、実施計画書内に都度、添付書類番号 (及び必要に応じてページ番号) を明記する。

注 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

事業名	グリーンプラン・パートナーシップ事業				
事業実施の団体名 (共同事業者があるときは代表事業者)					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	*実際に補助事業を行う場所 (都道府県名及び市町村名を記載。3号事業に該当する事業の場合は、実施場所を区域に含む自然公園の名称及び公園内の地種区分も併せて記載する。)				
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の分類>					
1号事業      3号事業      4号事業 *いずれかに○をする。1号事業は実行計画計上事業、3号事業は自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業、4号事業は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業を指す。					
<事業の内容>					

**【設備の導入に関する事項】**

(概要) →詳細は別紙1-1-2に記載。

- \*本欄に設備・車両（以下単に「設備」という。）に関する説明、技術的な特徴を記載し、エネルギー起源CO2の削減にどのように資するか、も記載する（例：ボイラ燃料としての重油の削減、商用電力の購入削減）。その上で、仕様、規模、数量、新規・更新の別、価格、システム全体図等を別紙1-1-2に記載する。
- \*別表第4 1. (1) ②イ (1) に掲げる設備以外の設備を導入する場合は、その設備の導入が低炭素地域づくりに効果的であることを定量的に示すこと。

(事業実施場所の地図)

- \*市域内における位置が分かるような地図を挿入する。複数設備の導入の場合も同様で、できる限り1枚の地図におさめる。

**【再生可能エネルギー設備の導入の場合、供給エネルギーの用途に関する事項】**

- \*補助事業の実施により導入する再生可能エネルギーシステムによるエネルギーの供給先のエネルギー使用量や一日の変化等、エネルギーの用途について記載する。その際、エネルギー需給バランスを示すこと等により、再生可能エネルギーの導入が適していることや対象事業の実施量が過大でないことも示す。

**<CO2削減効果>**

**【合計削減量、削減率】**

1年目（平成26年度）・・・CO2-t/年、削減率・・・%

【参考】2年目（平成27年度）・・・CO2-t/年

3年目（平成28年度）・・・CO2-t/年

事業終了後（平成〇〇年度）～・・・CO2-t/年

- \*事業による直接の削減効果を記載する。

**【算定方法】**

I                      II                      一部I・一部II

\*いずれかに○をする。

\*原則としてIによることとし、システム全体での評価を行う必要がある場合などIの方法では算定できない場合に限り、IIでの算定を可とする。

\*Iの場合、「別添のとおり」と記載し、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平24年7月、環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（以下「ハード対策事業計算ファイル」

という。)により事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、ハード対策事業計算ファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を添付する。

\* II の場合、詳細は別紙 1-1-2 に記載した上で、算出の根拠資料を添付すること。

**【確認】**

上記の CO2 削減の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2 削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要性が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を記載しています。

(←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。)

**【事業終了後の効果計測方法】** →別紙 1-1-3 に記載。

\* 事業終了後 3 年間に亘り、環境大臣に対し、CO2 削減効果等に関する報告を年度毎に行うが、その際の CO2 削減効果をどのように計測するか等を別紙 1-1-3 に記載すること。

なお、効果の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

< 生物多様性保全効果 (4 号事業のみ) >

(事業実施により保全される生物多様性)

\* 保全対象となる自然環境の概要について、地域社会との関連性を踏まえ記載するとともに、保全する生物多様性の重要性や必要性についても記載する。

(事業実施により生物多様性が保全される区域)

\* 補助事業の実施を通じて生物多様性の保全を図る区域を図示する。

(事業実施による生物多様性の保全効果)

\* 生物多様性保全の取組における再生可能エネルギー施設の位置づけ (例: 保全活動により発生した草本バイオマスを燃料として利用等) について記載するとともに、施設導入による生物多様性の保全効果について、定性的で構わないができる限り具体的に記載する。

\* CO2 削減効果と同様、事業終了後 3 年間に亘り、環境大臣に対し生物多様性保全効果に関する報告を年度毎に行うが、その際どのように効果を検証するかも記載すること。



<モデル性・先導性（大規模事業のみ）>

【事業のモデル・実証的性格（大規模事業のみ）】

- \* 年間の補助交付希望額が単年度で1億円を超える年がある事業の場合のみ、記載する。
- \* 補助事業のモデル性・先導性について具体的に記載するとともに、域内外での波及の見込みを記載する。

<事業の実施体制>

【事業の実施体制】

- \* 補助事業の実施体制について、補助事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。
- \* 4号事業については、生物多様性保全の取組に向けた実施体制についての考え方（例：協議会の設置等）に加え、関係する主体及び各主体の役割を記載する。

【地方公共団体との連携状況・連携体制（1号事業及び4号事業のみ）】

- \* 1号交付申請者が地方公共団体以外である場合に記載。
- \* 地方公共団体と連携体制を構築している（予定含む）ことについて、その概要を記載した上で、当該地方公共団体がそのことを確認する旨を含む文書（別紙4）を添付する。

<資金計画>

\* 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額（自己資金含む）を記載する。

<事業実施に関連するその他の事項>

【他の補助金との関係】

\* 当該補助金以外の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募状況等を記載する。

\* 本補助金の交付を受ける際には他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる。

- 本補助金の交付決定以降、固定価格買取制度による売電は行いません。  
（内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。）

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

\* 補助事業遂行上必要な、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する  
（例：水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整）。

【環境への影響に関する事項】

\* 補助事業実施により他の環境問題を引き起こさないことの説明を、事業内容等を勘案し必要に応じて記載する。  
例えば地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン（平成 24 年 3 月 環境省水・大気環境局）」に即してあり地盤沈下の恐れがないこと、郊外新施設への設備導入であれば自動車利用抑制の工夫等。

【設備の管理責任者】

\* 導入する設備の管理を行う者を記載する。

【CO2 削減以外の副次的効果】

\* CO2 削減以外の副次的効果があれば記載する。（例：生物多様性保全効果、高齢化社会への対応、地域活性化効果等）

【国の環境モデル都市等への選定状況】

\* 政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース等）での選定がされていれば記載する。特になければ「無」と記載する。

<事業実施スケジュール>

\* 事業の実施スケジュールを記載する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記載する。また、後年度事業費も参考記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙としても可。

様式第1 (別紙1-1-2)

設備導入前(新設の場合、ベースとして想定する設備)						導入設備									
更新対象	設備名称	メーカー名	型式	規模	台数	設備番号	新設・更新	設備名称	メーカー名	型式	規模	設備要件に合致している場合は該当項目	価格	台数	CO2削減効果の算定方法
●	ボイラ					①	更新	ボイラ				ボイラ(1)高効率蒸気ボイラー	円		
●	ボイラ					③	更新新設	ボイラ							

  

**システム図**

更新の場合、「●」と記載する。なお、「更新」とは、公募申請対象設備に相当する機能を持つとして当該設備の導入を受けて撤去する/不使用になる設備がある場合を指す。(例:コジェネレーション設備の導入により、既設ボイラを撤去する場合、発電に係る設備の撤去を行わなくとも「更新」に当たる。)

通し番号を付す。単独設備であっても、①と付す。

1階～3階の照明のうち下記の照明設備

(1)-①蛍光灯A 1階作業場及び事務所  
(1)-②蛍光灯B 2階作業場  
(1)-③蛍光灯C 3階作業場

設備更新範囲

**システム図**

交付規程別表に掲げる各設備の満たすべき仕様を満たしている場合は該当項目を記載した上で、仕様書のコピー等、当該項目を満たしていることを証明する資料を添付する。スペック表に対応する設備に関する項目がない場合は「無」と記載した上で「CO2削減効果の算定方法」として「II」を選択すること。

IIはガイドブックを用いて算出する場合、IIはガイドブックを用いずに独自の合理的な手法で算出する場合。

1階～3階の照明のうち下記の照明設備

(2)-①LED照明X 1階作業場及び事務所  
(2)-②LED照明Y 2階作業場  
(2)-③LED照明Z 3階作業場及び倉庫(作業場に変更)

設備更新範囲

工事範囲を明示する。事業期間が複数年度に亘る場合には、どの部分を何年目に実施するかも明示する。

  

CO2削減効果の推計(CO2削減効果の算定方法がIIの場合のみ)

A 導入前のCO2排出量(新設の場合にはベースとなる排出量) (単位: t-CO2/年)

B 導入後のCO2排出量

ベース(比較対象)を合理的に設定し、明記する。例えば、設備の更新の場合、当該設備で元々消費していた電気・ガス等の消費量と更新後とをそれぞれ算出する。設備の新設の場合、当該施設で通常想定される電気・ガスの消費量を、事業開始時点の直近の地域別・業種別のエネルギー消費統計における床面積当たりの消費量等から推計した消費量と、導入される設備による消費量とをそれぞれ算出する。なお、排出係数については、原則としてガイドブックに掲載されている係数を固定値として用いる。

導入前後のエネルギーバランス

エネルギーバランス図の例

項目	導入前	導入後
電気	100kWh	80kWh
ガス	120kWh	50kWh

導入前後のエネルギーバランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。例えば、電気・ガス・重油の使用量の変化や、入熱と出熱のバランス等。電気・ガス・重油など複数(3種以上)のエネルギーの増減がある事業、あるいはプラントなどのエネルギーの動きが複雑である事業等は、エネルギーバランス図やエネルギーフロー図を記載もしくは別図として添付する。照明や空調単体の事業では省略可。

「年間排出削減量」はA-B、削減率は(A-B)/A。平成26年度中に終了する事業による効果のみを計上すること。

年間排出削減量: \_\_\_\_\_ t-CO2  
削減率: \_\_\_\_\_ %

様式第1 (別紙1-1-3)

年度計画											
内訳	設備番号	初年度			2年度			3年度			合計
設計費等		作業内容	価格		作業内容	価格		作業内容	価格		
	①	設計								円	
	②									円	
	③									円	
小計										円	
設備導入費		価格	台数	小計	価格	台数	小計	価格	台数	小計	
	①									円	
	②									円	
	③									円	
小計										円	
工事費											
	①			円			円			円	
	②			円			円			円	
	その他			円			円			円	
小計				円			円			円	
交付希望額				円			円			円	
二酸化炭素削減量				t-CO2			t-CO2			t-CO2	
二酸化炭素削減効果				%			%			%	

設備導入後の温室効果ガス削減量の計測方法

ベースラインは固定して算出すること。

事業終了後3年間に亘り、環境大臣に対し、CO2削減効果等に関する報告を年度毎に行うが、その際のCO2削減効果をどのように計測するかを記載すること。  
 例：事業実施前後の電気料金伝票を保管し、季節毎に差分を取る等で電力消費量削減効果を計測する。分電盤の回路に個別に測定用のメーターを設置し、電気使用量の実績を計測する。照明設置後、種類別に消費電力の瞬時値を測定し、これに実際に使用時間(部屋ごと管理予定)を掛けることで実績ベースの電力消費量を算出する。

計測ポイント等(必要に応じて)

必要に応じて、前ページの設備導入後のシステム図を以下に転記し、計測ポイント等を入力。伝票等による算出の場合は省略可。

様式第 1 (別紙 1 - 2)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業実施計画書 (第 2 号事業用)

注 1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、実施計画書内に都度、添付書類番号 (及び必要に応じてページ番号) を明記する。

注 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

事業名	グリーンプラン・パートナーシップ事業			
事業実施の団体名 (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所			
	* 実際に補助事業を行う場所 (都道府県名及び市町村名を記載。)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
	E-mail アドレス			
<事業の内容>				
*事業化計画策定や PS 調査の対象となる設備・車両 (以下単に「設備」という。)に関する説明を記載する。当該設備がエネルギー起源 CO2 の削減にどのように資するかを記載する (例: ボイラ燃料としての重油の削減、商用電力の購入削減) とともに、具体的な調査・検討方法についての説明も記載する。				
<事業の実施体制>				
【事業の実施体制】				
*補助事業の実施体制について、調査の外注先、経理等の体制を含め記載する。				

**【地方公共団体との連携状況・連携体制】**

- \* 交付申請者が地方公共団体以外である場合に記載。
- \* 地方公共団体と連携体制を構築していることについて、概要を記載した上で、当該地方公共団体担当部局が確認する旨の文書（別紙4）を添付する。

**<資金計画>**

- \* 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画又は調達方法を記載する。申請者が地方公共団体である場合、事業費が1,000万円を超える場合のみ記載。

**<事業実施に関連するその他の事項>**

**【他の補助金との関係】**

- \* 当該補助金以外の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募予定等を記載する。

**【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】**

- \* 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記載する（例：水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整）。

**【CO2削減以外の副次的効果】**

- \* 事業化計画策定やFS調査の対象となる設備導入によりCO2削減以外の副次的効果が見込まれれば記載する。（例：生物多様性保全効果、地域活性化効果、高齢化社会への対応等）

**【国の環境モデル都市等への選定状況】**

\*政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース等）での選定がされていれば記載する。特になければ「無」と記載する。

**<事業実施スケジュール>**

\*検討会開催の回数等、事業の実施スケジュールを記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙とすることも可。

様式第1 (別紙2-1)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業に要する経費内訳 (第1, 3, 4号事業用)

所要経費	(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 又は 2/3	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例)					
設計費		〇〇〇			
設備・車両費		〇〇〇			
工事費		〇〇〇	設備名 (数量) × (単価) = 金額		
本工事費		〇〇〇	.		
直接工事費		〇〇〇	.		
.		〇〇〇			
.		〇〇〇			
付帯工事費		〇〇〇			
.		〇〇〇			
.		〇〇〇			
事務費		〇〇〇			
共済費		〇〇〇			
賃金		〇〇〇			
.		〇〇〇			
.		〇〇〇			
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。



様式第1 (別紙2-2)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業に要する経費内訳 (第2号事業用)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 1/1 (上限10,000,000円)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金額	積算内訳	
(記載例) 人件費		〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額	
業務費		〇〇〇	・	
共済費		〇〇〇	・	
諸謝金		〇〇〇		
旅費		〇〇〇		
印刷製本費		〇〇〇		
通信運搬費		〇〇〇		
委託料		〇〇〇		
使用料及賃借料		〇〇〇		
消耗品費		〇〇〇		
合 計		円		

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第1（別紙3）

平成 年 月 日  
番 号

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

推薦者 住 所  
地方公共団体又は公園管理者名  
役職・氏名 印

グリーンプラン・パートナーシップ事業交付申請に係る推薦書

標記について、別紙のとおり提出します。

(担当者欄)

郵便番号：

住 所：

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

電話番号：

E - m a i l：

## 1. 区域内のエネルギー起源 CO2 排出量に係る分析

\*区域内のエネルギー起源 CO2 排出量につき、部門ごとに排出状況を分析することにより、交付申請対象事業への国の支援が区域内のエネルギー起源 CO2 排出量の削減のために重要であることを記載。

\*ここで「区域」とは、推薦者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の行政区域を、推薦者が公園管理者である場合にあっては当該自然公園をその行政区域に含む地方公共団体の行政区域をいう。以下同じ。

## 2. 交付申請対象事業の概要について

### (1) 事業の分類

1号事業      2号事業      3号事業      4号事業

\*いずれかに○を付ける。

### (2) 事業の概要

\*交付申請対象事業がどこに何を導入する事業又は何を調査する事業であり、当該事業が地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に資すること（4号事業の場合は、それに加え、生物多様性保全に資すること）を記載。

## 3. 交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ等

### (1) 実行計画（区域施策編）の策定状況

策定済み（策定期限：平成・・年・・月）

策定に向けて検討中（策定予定時期：平成・・年度）

策定予定がない

\*いずれかに○を付けた上で、策定期限等を記載する。

\*「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規程による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下単に「実行計画」という。

\*交付申請対象事業が1号事業又は2号事業である場合、「策定済み」又は「策定に向けて検討中」であることが必要。

(2) 環境に係る計画の策定状況（3号、4号事業のみ）

策定済み（計画の名称：・・・・・・計画、策定期：平成・・年・・月）

策定に向けて検討中（計画の名称：・・・・・・計画、策定予定時期：平成・・年度）

策定予定がない

\* 1号事業、2号事業の場合、当該項目を削除し、以降の項目番号を繰り上げる。

\* いずれかに○を付けた上で、策定期等を記載する。

\* 「環境に係る計画」とは、3号事業にあつては、地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画を指し、4号事業にあつては、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等を指す。以下同じ。

\* 策定に向けて検討中の場合、計画の名称は仮称でも可。

\* 交付申請対象事業が3号事業又は4号事業であつて実行計画に位置づけ又は位置づけられる予定がない場合、環境に係る計画が「策定済み」であることが必要（4号事業については、「策定に向けて検討中」でも可。）。

(3) 交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ

位置づけ済み

位置づけに向けて検討中（策定/改訂予定時期：平成・・年度）

該当箇所：

\* いずれかに○を付けた上で、どのように位置づけているか（項目名、該当する記述など）を「該当箇所」欄に記載。

\* 「実行計画等」とは、実行計画及び環境に係る計画を指す。以下同じ。

\* 「位置づけに向けて検討中」の場合、位置づけ予定時期は原則として3年以内とすること。また、検討中であることを示す補足資料（庁内の検討体制図、庁内会議の開催実績（日時、議事が分かるもの）等を想定）を添付すること。

\* 3号事業については、実行計画、地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画のいずれかにおいて、「位置づけ済み」であることが必要。

(4) 交付申請対象事業の実行計画等上の役割（区域内（又は区域外）への普及方針）

\* 交付対象事業実施後、その結果をどのように活かして区域内（又は区域外）のエネルギー起源CO2削減を図るかを記載（1～4号事業共通）。

\* 1号事業及び2号事業については、地方公共団体が実行計画を核に自律的に設備普及を図る上で交付申請対象事業の実施量が適切であることも記載。その際、区域内の導入ポテンシャルを示す等、定量的に記載することが望ましい。

\* 4号事業については、事業実施を通じて保全される生物多様性が当該地域、我が国等にとって重要であること、及び当該事業が区域内（又は区域外）の生物多様性の保全に資する事業であることを具体的に記載。

#### 4. 交付申請対象事業によるエネルギー起源 CO2 削減効果の把握方針

- \*把握体制・スケジュール、温対法第 20 条の 3 第 10 項に基づく実行計画のフォローアップ等へ
- \*補助事業者は、補助事業完了後 3 年間に亘り、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を環境大臣に年度毎に提出することになっており、その際、この推薦書を提出した自治体の所見を付して頂くことを予定している。

#### 5. 交付申請対象事業に関するその他の事項

- \*該当がなければ適宜削除する。

##### (1) 事業実施によるエネルギー起源 CO2 削減以外の効果

##### (2) 事業実施により懸念される可能性のある事項とそれへの対応状況

- \*事業内容等に応じ、関係者との調整状況や他の環境問題を引き起こす恐れがない、又は抑制されていることの説明。例えば、郊外新施設への補助であればコンパクトシティ化に向けた取組等を記載。
- \*公共施設への再エネ・省エネ設備の導入の場合、グリーンニューディール基金が活用できない理由を記載。

#### 6. 環境モデル都市等への選定状況

- \*政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース等）での選定がされていれば、選定年月日とともに記載する。特になければ「無し」と記載する。

様式第1 (別紙4)

平成 年 月 日  
番 号

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

申請者 住 所  
自治体名  
役職・氏名 印

グリーンプラン・パートナーシップ事業交付申請にかかるプロジェクト概要書  
(第1号、2号、4号事業用)

標記について、別紙のとおり提出します。

(担当者欄)

郵便番号：  
住 所：  
所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
電 話 番 号：  
E - m a i l：

\*本様式は、申請者が地方公共団体である場合、自ら申請する事業に係る実行計画等への位置づけ等について説明するためのもの。3号事業については、申請者が民間事業者等のみであるため、本様式に相当する書類は提出不要(ただし、様式1(別紙3)による公園管理者による推薦書は必要。)

## 1. 区域内のエネルギー起源 CO2 排出量に係る分析

\*区域内のエネルギー起源 CO2 排出量につき、部門ごとに排出状況を分析することにより、交付申請対象事業への国の支援が区域内のエネルギー起源 CO2 排出量の削減のために重要であることを記載。

\*ここで「区域」とは、推薦者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の行政区域を、推薦者が公園管理者である場合にあっては当該自然公園をその行政区域に含む地方公共団体の行政区域をいう。以下同じ。

## 2. 交付申請対象事業の概要について

### (1) 事業の分類

1号事業      2号事業      4号事業

\*いずれかに○を付ける。

### (2) 事業の概要

\*交付申請対象事業がどこに何を導入する事業であり、当該事業が地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に資すること（4号事業の場合は、それに加え、生物多様性保全に資すること）を記載。

## 3. 交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ等

### (1) 実行計画（区域施策編）の策定状況

策定済み（策定期期：平成・・・年・・・月）

策定に向けて検討中（策定予定時期：平成・・・年度）

策定予定がない

\*いずれかに○を付けた上で、策定期期等を記載する。

\*「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規程による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下単に「実行計画」という。

\*交付申請対象事業が1号事業又は2号事業である場合、「策定済み」又は「策定に向けて検討中」であることが必要。

### (2) 環境に係る計画の策定状況（4号事業のみ）

策定済み（計画の名称：・・・・・・計画、策定期：平成・・年・・月）

策定に向けて検討中（計画の名称：・・・・・・計画、策定予定時期：平成・・年度）

策定予定がない

\* 1号事業、2号事業の場合、当該項目（2）を削除し、以降の項目番号を繰り上げる。

\* いずれかに○を付けた上で、策定期等を記載する。

\* 「環境に係る計画」とは、4号事業にあつては、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等を指す。以下同じ。

\* 策定に向けて検討中の場合、計画の名称は仮称でも可。

\* 交付申請対象事業が4号事業であつて実行計画に位置づけ又は位置づけられる予定がない場合、自然環境に係る計画が「策定済み」又は「策定に向けて検討中」であることが必要。

### （3）交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ

位置づけ済み

位置づけに向けて検討中（策定/改訂予定時期：平成・・年度）

該当箇所：

\* いずれかに○を付けた上で、どのように位置づけているか（項目名、該当する記述など）を「該当箇所」欄に記載。

\* 「実行計画等」とは、実行計画及び自然環境に係る計画を指す。以下同じ。

\* 「位置づけに向けて検討中」の場合、位置づけ予定時期は原則として3年以内とすること。また、検討中であることを示す補足資料（庁内の検討体制図、庁内会議の開催実績（日時、議事が分かるもの）等を想定）を添付すること。

### （4）交付申請対象事業の実行計画等上の役割（区域内又は区域外への普及方針）

\* 交付対象事業実施後、その結果をどのように活かして区域内（又は区域外）のエネルギー起源CO2削減を図るかを記載（1号、2号、4号事業共通）。

\* 1号事業及び2号事業については、地方公共団体が実行計画を核に自律的に設備普及を図る上で交付申請対象事業の実施量が適切であることも記載。その際、区域内の導入ポテンシャルを示す等、定量的に記載することが望ましい。

\* 4号事業については、事業実施を通じて保全される生物多様性が当該地域、我が国等にとって重要であること、及び当該事業が区域内（又は区域外）の生物多様性の保全に資する事業であることを具体的に記載。



#### 4. 交付申請対象事業によるエネルギー起源 CO2 削減効果の把握方針

\*把握体制・スケジュール、温対法第 20 条の 3 第 10 項に基づく実行計画のフォローアップ等への活かし方等を記載。

\*補助事業者は、補助事業完了後 3 年間に亘り、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を環境大臣に年度毎に提出することになっている。

#### 5. 交付申請対象事業に関するその他の事項

\*該当がなければ適宜削除する。

(1) 事業実施によるエネルギー起源 CO2 削減以外の効果

(2) 事業実施により懸念される可能性のある事項とそれへの対応状況

\*事業内容等に応じ、関係者との調整状況や他の環境問題を引き起こす恐れがない/抑制されていることの説明。例えば、郊外新施設への補助であればコンパクトシティ化に向けた取組等を記載。

\*公共施設への再エネ・省エネ設備の導入の場合、グリーンニューディール基金が活用できない理由を記載。

#### 6. 環境モデル都市等への選定状況

\*政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース等）での選定がされていれば、選定年月日とともに記載する。特になければ「無し」と記載する。

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 交付決定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）については、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。  
補助基本額 金 円 交付決定額 金 円  
ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付要綱（平成26年4月1日環政計発第1404011号）、グリーンプラン・パートナーシップ事業実施要領（平成26年4月1日環政計発第1404012号）及び平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月

日とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、規程の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第3（第9条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）を下記のとおり変更したいので、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由  
(注) 具体的に記載する。

- 注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。
- 2 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
  - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
  - 4 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」  
地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成  
26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地  
域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）の計画を下記のとおり変更し  
たいので、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・  
自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第10  
条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載し  
て添付すること。

3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に  
（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

- 4 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

様式第5（第11条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

3 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。



様式第6（第12条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環  
自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成  
26年度先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パート  
ナーシップ事業の遅延について、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先  
導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ  
事業）交付規程第12条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付す  
ること。

3 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す

ること。

様式第7（第13条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）の遂行状況について、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂行状況

注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

2 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す

ること。

様式第8（第15条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」  
地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成  
26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地  
域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）を完了（廃止）しましたので、  
平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」  
地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第15条第1項の  
規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（平成 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況  
別紙1-1、1-2 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績  
別紙2-1、2-2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付資料  
(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

- (2) 写真（工程等が分かるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等含む。）

- 注1 補助事業の名称は、（1）実行計画計上事業に係る設備等の導入（第4条第1号事業）、（2）実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（第4条第2号事業）、（3）自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第3号事業）、（4）里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第4号事業）の事業名を記載すること。
- 2 実施報告書及び経費所要額精算調書の別紙については、上記別表記載の事業ごとに、別紙1-1、1-2及び別紙2-1、2-2の中から、該当する様式を選び使用すること。
- 3 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第 8 (別紙 1 - 1)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業実施報告書 (第 1, 3, 4 号事業用)

注 1 本実施報告書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、実施報告書内に都度、添付書類番号 (及び必要に応じてページ番号) を明記する。

注 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

事業名	グリーンプラン・パートナーシップ事業			
事業実施の団体名 (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所			
	*実際に補助事業を行う場所 (都道府県名及び市町村名を記載。3号事業に該当する事業の場合は、実施場所を区域に含む自然公園の名称も併せて記載する。)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
	E-mail アドレス			
<事業の分類>				
1号事業      3号事業      4号事業 *いずれかに○をする。1号事業は実行計画計上事業、3号事業は自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業、4号事業は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業を指す。				
<事業の内容>				

【設備の導入に関する事項】

(事業成果概要)

\*本欄に今年度の事業成果概要を記載する。(導入状況、導入設備、設計状況)

(事業実施場所の地図)

(事業成果内容)

\*本欄に今年度の事業成果を記載する。(導入設備の仕様、設計状況、運用状況、設置位置図、設備調達先及び調達方法等)

<事業実施スケジュール>

\*事業の実施スケジュール実績を記載する。事業期間が複数年度に亘る場合には、次年度以降の工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記載する。また、後年度事業費も参考記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙としても可。



様式第 8 (別紙 1 - 2)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業実施報告書 (第 2 号事業用)

注 1 本実施報告書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、実施報告書内に都度、添付書類番号 (及び必要に応じてページ番号) を明記する。

注 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

事業名	グリーンプラン・パートナーシップ事業			
事業実施の団体名 (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所			
	* 実際に補助事業を行う場所 (都道府県名及び市町村名を記載。)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
				E-mail アドレス
<事業の内容>				
(事業成果概要) *事業化計画策定や FS 調査の対象となる設備・車両 (以下単に「設備」という。)に関する説明を記載した上で、検討や調査の結果等の概要を示すこと。				
(事業成果内容) *今年度実施した事業化計画策定や FS 調査の結果について調査方法を明らかにした上で、その検討や調査の結果等を実施したスケジュールとともに示すこと。				

<今後の展望>

\*今年度の事業結果を踏まえた今後の展望について記載する。

様式第8 (別紙2-1)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
 パートナシップ事業に要する経費所要額精算調書  
 (第1, 3, 4号事業用)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 2/3	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
設計費	〇〇〇	
設備・車両費	〇〇〇	
工事費	〇〇〇	設備名 (数量) × (単価) = 金額
本工事費	〇〇〇	・
直接工事費	〇〇〇	・
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
事務費	〇〇〇	
共済費	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
合計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第8 (別紙2-2)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうち  
 グリーンプラン・パートナーシップ事業に要する経費所要額精算調書  
 (第2号事業用)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 1/1	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 人件費	〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額
業務費	〇〇〇	.
共済費	〇〇〇	.
諸謝金	〇〇〇	
旅費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
使用料及賃借料	〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇	
合 計	円	

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第9（第16条関係）

第 号

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」  
地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業） 交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第16条第1項の規定により通知する。

記

補助事業の名称

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 印

注 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業) 概算(精算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定(交付額確定)の通知を受けた平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業) 概算払(精算払)を受けたいので、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注1 「1 補助事業の名称」は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

2 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第11 (第20条関係)

取得財産等管理台帳 (平成26年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)交付規程第21条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。



様式第12（第21条関係）

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）により取得した 設備に係る財産処分について

標記について、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規定第21条第3項に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者		②施設名		③所在地	
④設備種別		⑤設備構造			
⑥補助相当額 (処分に係る部分の額)		⑦補助額全体	⑧総事業費	⑨補助年度	⑩処分制限期間
円	円	円	年度	年	年
⑫処分の内容				⑬処分予定年月日	
⑭譲渡・貸付予定額		⑮評価額	⑯評価額の算出方法 (いずれかに○)		
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 添付資料

- ・対象設備の図面及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

## (記入要領)

### 1 処分の種類 以下に掲げるもののうち該当するものを○で囲むこと。

転用：交付規程第20条第1項に規定する取得財産等（以下「取得財産等」という。）の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：取得財産等の所有者の変更。

交換：取得財産等と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

廃棄：取得財産等の使用を止め、廃棄処分をすること。

抵当権の設定：取得財産等に抵当権を設定すること。

### 2 処分の概要

(1)「④設備種別」には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。

(2)「⑤設備構造」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）別表第1の「構造又は用途」欄及び「細目」欄又は別表第2の「設備の種類」欄及び「細目」欄のうち該当するものを記入すること。

(3)「⑫処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：□□事業を行うため、○○施設の△△設備を転用。

○○法人○○に譲渡（又は貸付）し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(4)「⑮評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑯評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

### 3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

### 4 添付書類

(1)取得財産等の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象設備の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2)取得財産等建設工事完了の検査済証、備品納品書、取得財産等の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3)その他参考となる資料については、「2 処分の概要」の各欄の記載事項の根拠や「3 経緯及び処分の理由」を補足する資料を添付すること。

様式第13 (第21条関係)

平成 第 年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者名 印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)により取得した 設備に係る財産処分の報告について

標記について、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業) 交付規程第21条第3項に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 ( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者		②施設名		③所在地	
④設備種別			⑤設備構造		
			造		
⑥補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑦補助額全体	⑧総事業費	⑨補助年度	⑩処分制限期間	⑪経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑫処分の内容				⑬処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- ・対象設備の図面及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

## (記入要領)

### 1 処分の種類 以下に掲げるもののうち該当するものを○で囲むこと。

転用：交付規程第20条第1項に規定する取得財産等（以下「取得財産等」という。）の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：取得財産等の所有者の変更。

交換：取得財産等と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

廃棄：取得財産等の使用を止め、廃棄処分をすること。

抵当権の設定：取得財産等に抵当権を設定すること。

### 2 処分の概要

(1)「④設備種別」には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。

(2)「⑤設備構造」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）別表第1の「構造又は用途」欄及び「細目」欄又は別表第2の「設備の種類」欄及び「細目」欄のうち該当するものを記入すること。

(3)「⑫処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：□□事業を行うため、○○施設の△△設備を転用。

○○法人○○に譲渡（又は貸付）し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

### 3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

### 4 添付書類

(1)取得財産等の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象設備の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2)取得財産等の建設工事完了の検査済証、備品納品書、取得財産等の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3)その他参考となる資料については、「2 処分の概要」の各欄の記載事項の根拠や「3 経緯及び処分の理由」を補足する資料を添付すること。

様式第14 (第23条関係)

番 号  
年 月 日

公益財団法人日本環境協会  
理事長 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成26年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成  
26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地  
域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業について、平成26年度二酸化  
炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のう  
ちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第23条第1項の規定に基づき下記  
のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額（規程第16条第1項による額の確定額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額  
金 円

- 注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。  
2 別紙として積算の内容を添付すること。

- 3 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。



番 号  
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成 年度先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうち  
グリーンプラン・パートナーシップ事業 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成  
26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地  
域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）について、平成26年度二酸  
化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業の  
うちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付規程第25条第1項の規定に基づき下  
記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
  - 2 事業実施による二酸化炭素削減効果について  
別紙1のとおり
- （実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（実施要領第2（1）第  
2号事業）の場合）
- 2 事業化の状況及び事業の進捗状況について
    - （1）平成 年度事業化の状況及び事業の進捗状況
    - （2）事業化に至らなかった場合の理由について

注1 補助事業の名称は、第4条第1号～4号の事業名を記載すること。

2 第2号事業にあっては本報告の対象期間における事業化の状況及び事業の進捗状  
況について記載すること。必要に応じ根拠資料を添付すること。

3 規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す

ること。

- 4 代表事業者が地方公共団体以外の者である場合には、実施計画提出時に推薦書を発出した地方公共団体が、代表事業者が地方公共団体である場合には、当該地方公共団体が、別紙2により状況報告書を記載し、本報告書に付すこと。

様式第 15 (別紙 1)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・  
パートナーシップ事業報告書 (第 1, 3, 4 号事業用)

注 1 本事業報告書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、報告書内に都度、添付書類番号 (及び必要に応じてページ番号) を明記する。

注 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

事業名	グリーンプラン・パートナーシップ事業				
事業実施の団体名 (共同事業者があるときは代表事業者)					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	*実際に補助事業を行う場所 (都道府県名及び市町村名を記載。3号事業に該当する事業の場合は、実施場所を区域に含む自然公園の名称も併せて記載する。)				
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の分類>					
<p>1号事業      3号事業      4号事業</p> <p>*いずれかに○をする。1号事業は実行計画計上事業、3号事業は自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業、4号事業は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業を指す。</p>					
<目標としていた二酸化炭素排出削減量>					
<p>【合計削減量、削減率】</p> <p>1年目 (平成 26 年度)・・・CO2-t/年、削減率・・・%</p> <p>【参考】2年目 (平成 27 年度)・・・CO2-t/年</p> <p>3年目 (平成 28 年度)・・・CO2-t/年</p> <p>事業終了後 (平成〇〇年度)～・・・CO2-t/年</p> <p>* 交付申請時の実施計画書から転記する。</p>					

<平成 年度二酸化炭素排出削減量（実績）>

【合計削減量、削減率】

・・・CO<sub>2</sub>-t/年、削減率・・・%

\*実測値に基づき、事業による直接の削減効果を記載する。

【算定方法】

\*実測値を用いて算出した上で、上記削減量・削減率の算定方法を示すこと。

算出に用いた値の根拠資料を添付すること。

\*排出係数の低減による削減を排除すること等により、事業実施による削減効果を明確にすること。

<目標とした二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合、その原因>

\*二酸化炭素削減量（実績）が、実施計画書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載すること。

\*実施計画書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。

<生物多様性保全効果（4号事業のみ）>

\*1号事業においては、本欄は削除する。

（事業実施により保全された生物多様性）

\*計画書で示した保全対象となる自然環境の概要について、地域社会との関連性を踏まえ記載するとともに、保全された生物多様性についても記載する。

（事業実施により生物多様性が保全された区域）

\*補助事業の実施を通じて生物多様性の保全を図られた区域を図示する。

（事業実施による生物多様性の保全効果）

\*生物多様性保全の取組における再生可能エネルギー施設の位置づけ（例：保全活動により発生した草本バイオマス

を燃料として利用等) について記載するとともに、施設導入による保全された生物多様性について、記載する。

様式第15 (別紙2)

平成 年 月 日  
番 号

環境大臣 殿

住 所  
自治体又は公園管理者名  
役職・氏名 印

グリーンプラン・パートナーシップ事業による補助事業に係る状況報告書

標記について、別紙のとおり提出します。

(担当者欄)

郵便番号 :

住 所 :

所属部署名 :

役 職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

E - m a i l :

1. 補助事業の実行計画等への位置づけ等

(1) 実行計画（区域施策編）の策定状況

策定済み（策定期期：平成・・年・・月）

策定に向けて検討中（策定予定時期：平成・・年度）

策定予定がない

策定予定がない場合、その理由

\*いずれかに○を付けた上で、策定期期等を記載する。

\*「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規程による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下単に「実行計画」という。

(2) 環境に係る計画の策定状況（3号、4号事業のみ）

策定済み（計画の名称：・・・・・計画、策定期期：平成・・年・・月）

策定に向けて検討中（計画の名称：・・・・・計画、策定予定時期：平成・・年度）

策定予定がない

\*1号事業、2号事業の場合、当該項目を削除し、以降の項目番号を繰り上げる。

\*いずれかに○を付けた上で、策定期期等を記載する。

\*「環境に係る計画」とは、3号事業にあつては、地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画を指し、4号事業にあつては、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等を指す。以下同じ。

\*策定に向けて検討中の場合、計画の名称は仮称でも可。

(1) (2) とともに策定予定がない場合、その理由

(3) 交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ

位置づけ済み

位置づけに向けて検討中（策定/改訂予定時期：平成・・年度）

位置づけ予定がない

位置づけ済みの場合、該当箇所

位置づけ予定がない場合、その理由

\* 「実行計画等」とは、実行計画及び環境に係る計画を指す。以下同じ。

(4) 交付申請対象事業の実行計画等上の役割（区域内又は区域外への普及状況）

\* 交付対象事業実施後、その結果をどのように活かして区域内（又は区域外）のエネルギー起源 CO2 削減を図っているかを記載（1～4号事業共通）。

\* 4号事業については、当該事業が区域内（又は区域外）の生物多様性の保全に資していることを具体的に記載。

2. 交付申請対象事業によるエネルギー起源 CO2 削減効果の把握方法

\* 把握体制・スケジュール、温対法第 20 条の 3 第 10 項に基づく実行計画のフォローアップ等への活かし方を記載。



3. 交付申請対象事業の実施によるエネルギー起源 CO2 削減以外の効果

\*該当がなければ削除する。